

令和5年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 令和5年12月12日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和5年12月13日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	大平弘明君	事 業 理 事	今道晋次君	総 務 課 長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君
教 育 次 長	井手守道君	建設課長補佐	大石俊一君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議 会 事 務 局 書 記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 1 4番 永田 勝美 議員（一問一答）
- 2 8番 橋本 義雄 議員（一問一答）

- 日程第3 議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件  
日程第4 議案第70号 佐々町税条例の一部改正の件  
日程第5 議案第71号 佐々町印鑑条例の一部改正の件  
日程第6 議案第72号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件  
日程第7 議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和5年12月第4回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、8番、橋本義雄君、9番、須藤敏規君を指名します。

— 日程第2 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表し、日本国憲法が暮らしに生きる佐々町を実現していく、そうしたまちづくりを進めていく立場から質問いたします。

今、世界ではイスラエル・ガザの紛争、ガザへのイスラエルのジェノサイドとも言われるような非人道的な攻撃があり、一方でウクライナ紛争もあり、全国的にも全世界的に軍事的緊張が非常に高まっているという時代で、これに対して、今政府が進めている政策というのは、軍事費の増強を軸にした外交、要するに力の外交を進めていこうとしている。このことは、私たちの暮らしにとっても、子どもたちの未来にとっても大変暗い影を落としているのではないかというふうに思います。

そうした中で、今、子育て支援の問題というのは、いわゆる少子高齢化等の問題も合わさって本当に重要な政治課題というふうになっており、国民多くの皆さん方から、子育て支援の充

実を求める声というのは強まってきたという状況があります。

そうした中で、最初のテーマですけれども、全国で広がっている学校給食の無償化の状況について、今後、佐々町としてどうしていくのかということについて、少し大きな立場から町長に御所見を伺いたいというふうに思っています。

今、全国での学校給食無償化の自治体は491自治体。長崎県でも先日からの報道によれば、佐世保市が来年度から中学校3年生に限ってではありますが、無償化を継続してやるということが報道されておりますし、波佐見町は来年1月から無償化を実施して、次年度以降も全ての学年で無償化を継続する、そうした検討に入っているというふうに答えられています。全国的にもそうした動きが大きく広がっていますが、佐々町はこの学校給食無償化の問題では、県下各市町に先駆けて1人目の子どもさんの給食費の2割補助、そして、2人目の子どもさんの4割補助、3人目の子どもさんは8割補助、昨年からは、3人目の子どもさんについては無償という制度を確立してきた。そういった意味では、学校給食については、義務教育無償化という立場から県下に先駆けてそうした取組を進めてきたということ、私自身も誇らしく思うわけですが、今、全国的な動きや、あるいは県内の各市町での動き、そういったものと比較すると若干今出遅れているという状況になっているのではないかなというふうに思います。特に近隣の東彼3町で、義務教育全体の学校給食無償化が進められているということは、一つのインパクトになるのかなというふうに思いますし、そういう点で、佐々町での学校給食無償化の取組について今後どのように進めていこうとお考えなのか、このことについて伺いたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員の御質問でございますけど、やはり子育ての一環としては、本町では、先ほどお話がありましたように、1子が2割で2子が4割、3子は今10割ということで給食費の補助を行ってききましたが、今回の物価高に対応します臨時交付金というのを活用したいということで、昨日の補正予算に提出をさせていただきましたが、中学校については、本年度1月から3月までは学校給食費の無償化をする方向で決定をいただきましてありがとうございました。そういうことで、3月までは一応やるということで、中学生だけですがやるということで決定いたしました。

給食費の無償化というのは本来、国の政策としてやはり取り組むべきではないかということは、私どもも思っているわけですが、物価高の今の状況では、子育ての家庭というのは経済的な負担というのが少しでも軽減するためには、やはり教育費がかかります中学生を今回、1月から3月までということで実施したと思っております。

なお、来年以降はどうなるかというのが焦点でございますけど、中学校の無償化については、やはり追加財源というのも必要になりますので、議会の皆さん方とそれから財源等を考慮しながら、継続については検討していかなければならないだろうと思っておりますので、今現状では小学生までというのがなかなか厳しいのではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

来年度以降も継続を検討していくということでございますので、ぜひ、これからも予算の時期でございますから、次年度予算にはそうした反映も求めていきたいというふうに思います。

なお、小学校の分の無償化について、障害となっている問題というのはどういうものがあるのかということ。金額的にもいわゆる第1子、2子ということですと数字は頂いていたんですけども、小学校の分の無償化をするのに新たにどれぐらい必要なのかということについても、ちょっと分かっておればお伺いしたいなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回の中学校の給食の無償化に対する財源というのは、1年間で約2,700万円程度になるわけでございますけど、更に小学校の無償化ということでなれば4,700万円程度が必要になるということで、現在の補助制度からすると、やはり中学校が2,200万円、それから小学校で3,400万円程度の追加財源が必要になるのではないかと、今はじいているところでございまして、財源がなかなか乏しいわけございまして、その財源全体を慎重に考えていかなければならないと思っておりますので、今、小学校までの無償化というのは財政的には大変今厳しい状況にあるということは御認識をいただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

確認ですけれども、前に教育委員会に資料をお願いして、どれぐらいの費用がかかるのかということで計算をいただいた資料がありますが、そこでは給食費総額が6,255万円、現在の助成額、いわゆる1人目2割、2人目4割、3人目100%の無償化の助成額が1,895万円で差引き4,360万円というふうに出ておりました。今、町長がお答えになった数字、足し合わせますと、総額が大体1,000万円ぐらい増えているんですね、7,400万円くらいになります。ですから差額が5,600万円くらいになるのかなという感じはしますので、ちょっと正確なところを、そんなに上がっているんですかね。教育委員会のほうからでも。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

議員がおっしゃられたとおり1,000万円程度、前お示したところから増えている状況でございます。

その理由につきましては、ここ一、二年でございます物価高騰が影響しております、その前の数字でお話をさせていただいたのかなというふうに思っております。その分の財源としまして1,000万円を超える差額が出ているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

大体16%ぐらい物価が上がっているということですね。それは、一方で取りも直さずその分については、子育て世帯の家計も直撃しているんだろうというふうに思うんですね。ですから、ある意味では、町長が言われたように子育て支援、教育費の無償化というようなこと、そういう角度から見れば、その重要性、必要性というのはますます高まってくるのではないかと思うんですね。だから、そういう意味では、小学校の無償化の問題というのもそんなに待てない問題だと。もちろん中学校になったら無償になるから我慢してという話もあるかもしれないけれども、やっぱり小学校の無償化というのも引き続きやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。そのあたりでテンポといいますかね、要するに来年度は中学校無償化が始まると。来年から始まって、小学校の無償化については大体どれぐらいをめどに研究を進められていこうとしているのか。確たるところはなくても、その意気込みをぜひ、お答えいただきたいと思います。いかがでしょう。教育長からでも結構ですが。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私は財政面については、よく承知しておるわけではございませんけれど、小学校の無償化については、やっぱり財政的な厳しさというのがどうなのかというのを精査しなければどうしようもないのかなというふうに思っておりますし、いつまでというような期限というのは非常に厳しいのかなというふうに思っております。まずは中学校を検討するというところからかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この子育て支援の一環に係る給食費でございますけど、やはりこれは国が責任を持ってやってもらうのが我々は筋だということで思っていますので、これは県知事会、それから市長会、町村会も挙げて国のほうに要請をしているところでございます。どちらしてもそちらをやって、やはり全国一律で給食費の無償化というのを平等に、生徒の皆さんが学校に行けるようなそういう仕組みというのをつくらなければならないんじゃないかと思っていますので、そういうことで我々も一生懸命になって、国のほうに要望を出していきたいと、これからもやりたいと、なるべく早く我々もそういうことで実現をさせる方向でやっていきたいと思っています。なかなか一般財源でこれをすぐするというのは、我々の今の財政もなかなか厳しいわけでございますので、そういう観点からも、国のほうに要望を早急にまたお願いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

町長の答弁は一部理解できるところはもちろんあるわけですがけれども、先ほど来言いましたように、佐々町は県下で一つだけ、佐々町だけが給食費への支援をしてきたという、結構長い

期間一つだけの町、佐々町だけが支援をしてきたという経過があるわけですね。それはその当時から当然、非常に貴重な一般財源を割いて子育て支援に回してきたということは、非常に評価されるべきだというふうに思うんですね。逆に言えば、そうした取組というのが、やっぱり県下での学校給食無償化の先駆けとなり、お隣の佐世保市も含めて、いろんな世論の喚起にも貢献してきたのではないかなというふうに思うんです。そこでようやく各市町が始める。本来重要なことは、これに対してやはり国や県が必要な支援をしてもらうということが求められるというふうに思うんです。そういう点でも、やっぱり今の時期、それを先行して進めることの意味というのは非常に大きいのではないかなと。要するに、変な話ですけども、自治体としての努力は一生懸命やってきたのだということをしかり示していくということが、やっぱり国に対して要望していく上でも、大変迫力を持って支援を要請できることではないかなというふうに思いますので、ぜひ、小学校の無償化についても、具体的な研究を進められることを求めておきたいというふうに思います。

今回の一般会計での補正予算で、1月から無償化が実施されるということになったことは、本当に町民の願いに応えた対応であり、大変重要な前進だというふうに考えて評価するものです。引き続き、次年度以降も取組を進められることを求めておきたいというふうに思います。

続いて、次の質問ですけども、子どもの国民健康保険税の均等割廃止に向けた取組なんですけれども、今回、質問通告書に概要をまとめて書いております。読み上げますが、国民健康保険税では他の公的保険料算定基準にはない均等割（人頭割）や世帯割があり、制度間の不平等な状態となっている。とりわけ子育て世帯の中にはサラリーマン世帯が一定数あり、その多くが非正規労働者世帯などではないかと推察される。今、子どもの国民健康保険税均等割廃止は急務となっているのではないかと。実施に向けて、法定外繰入れができないのか。昨年、先般求めてきた条例減免についてはどのような認識でいるのかという通告書をお出ししました。

国民健康保険というのは、町長がいつもおっしゃるように、戦後の医療を充実させていく、社会保障を充実させていく上での極めて重要な契機となったこの国民健康保険の創設というのは、1960年前後に今の国民健康保険が形づくられてきたということについては、国民皆保険制度の下支えという意味で本当に重要な契機になって、この役割というのは本当に重要だというふうに思いますし、日本の厚生行政の中でも、この国民皆保険制度を維持してきたということは、非常にやっぱり特筆すべき優待だというふうに私は思っています。私たちが病院に今かかるのは、かかるのは割合当たり前になっていますけども、私自身の記憶で言っても、私自身がいわゆる子どもの頃、昭和30年代初め頃は、国民健康保険がまだつくられて早々という時期でした。うちの祖父は病院に上がるって言っていましたね。医者を超える、病院に上がるって言っていました。かかるって言わなかったですよ。上がる、上げるというのは要するにお大臣の仕事なんだということで、病院にかかるのは普通の者はかかれんとして、それをかかるとなったというのはやっぱり世の中がようになってきたけんたいという話を、私がまだ小学校に行く前ぐらいにうちの祖父から聞いたことがありました。そういう意味でも、この国民皆保険を支えてきた国民健康保険の制度というのは、非常に重要な制度だったんだなということを改めて思います。

一方で、もうずっと財源の問題というのはつきまとっていて、当時は市町村にそんなお金はなかったのが、国が大体、額の45%を補填するというふうにして1985年まできたというのが、私そういう認識をしています。ですから1985年、昭和60年から、この時点で国が国民健康保険税に対する国の補助金を減らしました。これを契機にして全国一斉に、ほとんど一斉に国民健康保険の保険税ってどんどんうなぎ登りに上がったんですね。1985年というのは、思い起こせば私たちにとっても、やっぱり非常にそういった意味では日本経済絶頂の時期ですよ。1985年から1993年ぐらいというのが日本経済が最も伸びた時期だったと。伸び上がった時期ですね。それから、いわゆる失われた30年が始まるという時期なんですけども。賃金はほとんど上がっ

ていません。1985年から今、実質賃金はそれより低いというふうに言われていますから、物価はどんどん上がってきた。伴って国民健康保険税は本当にどんどん上がってきているんですね。ですから、当初に導入された国民健康保険、会社に勤めない方々の国民健康保険というのが、いわゆる企業負担分としてある分を個人の保険料、保険税に加算するという導入されている平等割とか均等割ですね。この制度というのは、もう本当に今、制度疲労を起こしているのではないかなというふうには思っています。だから、今、全国知事会も国民健康保険に対する国の補助を、額も示して1兆円、3兆円の規模で増やしてほしいという提言を出されていますよね。だからそういう意味では、認識はおありになるというふうには思うんですが、これも先ほどの給食費と一緒に、認識はしているんだけどその困難、苦しみというのは実際に現場の方々というか、実際に国民健康保険に加入している子育て世帯の方々にとっては本当にやっぱり大きな負担になっていることは間違いないというふうには思うんですね。だから、小学校入学までは均等割を半額にしたけども、残り半分も残っている。そして、18歳までの子どもたちにとっては、よその子どもたちというか、他の保険に入っている子どもたちにはかからない国民健康保険税を負担しているわけですよ、子どもたちがね。実際に親が払っているわけだけど、子育て世帯の大きな負担になっていることは間違いないわけです。そういう意味では、この制度そのものがやはり制度疲労を起こしているのではないかというのは、そういう認識について、町長はどのようにお考えか伺いたいなというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いつも永田議員から御指摘をいただいて、国民健康保険税の均等割の廃止ということは毎回御質問をいただいておまして、なかなか永田議員の意向に沿うような回答ができないということで大変心苦しく思っているところでございます。

国民健康保険税というのは、条例がやっぱりありますので、条例減免についてはいつもお話ししているとおり、地方税の第717条に基づいて天災とか、そういう貧困の種別の事情がある場合に限り条例に定めるということで、減免の申請ができるということになっておまして、全国にはこの規定に基づく条例減免を行っている自治体というのがあるということで、これはもう御存じだと思っています。議員の御質問の子どもの均等割の軽減の拡大についても、条例の減免の活用をしながら実施をさせている自治体もあるわけでございますけど、本町でもなかなかそういうことは難しいということ、それから、ある自治体では独自に免除を実施しても、やはり十分な税収とか基金残高があるところが、そういうことをやっているんじゃないかと思っていますし、やはり一般会計から法定外への繰入れというのがなかなかやるのが難しいわけでございます。それはもう議員も御存じのとおりでございますし、国民健康保険特別会計とか基金のみで対応を今までされていたということでございまして、また、ほかの独自で条例減免をするにしても、なかなか財源的に不足するというので、やはり一般会計から繰り入れて行われている自治体というのもあるわけでございます。ただこれができないわけでございますので、これは厳しいところでございまして、本町の国保財政というのは単年度収支で赤字でございますけど、状況が今続いていると思いますけど、不足財源につきましては、今、基金で賄って財源運用をしているということでございます。

先月も総務厚生委員会でも御報告をさせていただきましたが、令和6年度以降の激変緩和の措置の終了時までには納付金が大幅に増える見込みでありますので、今後ますます厳しい財政運営が強いられるということで、やはり基金を用いた減免というのは難しいんじゃないかと考えているところでございます。

また、一般会計からの繰入れについても、子育て世帯への対象に一律に減免するといった面もあるわけでございますけど、それを基準で減免しながら不足財源についてはどうするのかと。一般会計から繰り入れるということになるわけでございます。これも法定外の繰入れに該当しますので、解消すべき赤字が出てくるわけでございますので、現状ではなかなか難しい。またこれもペナルティーの対象になるわけでございます。そういうことで難しい。ペナルティー対象ということで、国とか県もそういう見解が示されているところでございますので、なかなか難しいところでございます。

どちらにしましても、やはり国の子どもの均等割の減免については、町独自で行うことというのはなかなか厳しいということで考えておまして、先ほど申されましたように、やはり国からの補助金といいますか、国庫補助金をもう少し大幅に増やしてもらわなければ、今の国保財政というのは将来的にも厳しい面が出てくるわけでございます。やはり先ほど申されましたように、なかなか働きに出ておられる社会保険がないところを国民健康保険に入っておられる。国民健康保険税が物すごく高いわけでございます。そういう面もございまして、町としましても、そういう国民健康保険税については、もう少し国からの財政的な援助というのが必要ではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

いろいろ言われたんですけども、肝心なところが要するに、この制度というのが制度疲労を起こしているのではないかと、そのことについて御意見はどうですかということをお伺いしたんです。そのことについて、それだけまずお答えいただけませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この制度が制度疲労を起こしているかというのはちょっと私にも分からないんですけど、今の制度が法律上こういうふうにあるので、町としてはやっていかざるを得ないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

先ほど来、るる申し上げたように、国民健康保険の有用性というのは非常に大きいものがある、全ての国民の医療保険制度を支えるものだというので、それはよく分かっているわけですよ。だからこそみんな必死に国民健康保険税払うわけですね。ところが、いわゆる被用者保険と国民健康保険は、保険の収入の取り方、いわゆる保険料の収入の賄い方が違うと。国民健康保険の場合は国民健康保険税ですよ。国民健康保険税とそれからいわゆる国の負担、公的負担で賄われている。被用者保険の場合は国民保険料と。料と税というのはあれなんですよ。それから企業主負担がありますよね。一部国からの補助もあるというふうになっているというふうに思うんですけども、だから、その企業主負担の分がないので、その分について

は自分で払えと、簡単に言うとそういうふうになっているのではないかと。国がその分払っているというふうな仕組みになっているのではないかと。だから結果的に国民健康保険世帯の子どもとそれから一般の被用者保険世帯の子どもは、医療に対する、保険に対する負担が違ふと。国民健康保険世帯の子どもだけが税金をかけられていると、均等割があるのですというのが今の説明だと思うんです。事実はね。だから、そういう制度はやはり問題ではないかと。その均等割、平等割、世帯割を取らなくてもいいようにするためには財源が必要だと。その財源について国からの補助を増やしてくださいというのが、簡単に言えば都道府県知事会が要求している内容だし、市町村会も要求している内容ですよ。だから、それが実現するまでは待ってくださいと。要するに必要性は認められていると思うんです。その均等割なくしていく、平等割なくしていくということの必要性は認められていると思うんですが、そのことについて、それが国の補助が実現するまで待ってくださいというのは、もう今の時点になると相当つらいんじゃないかということを行っているわけですよ。だから、国も、先ほどペナルティーと言われたんですけど、それは前にも紹介しましたが、日本共産党の政策委員長の田村智子事務所から参議院を通じて出した厚生省の質問の中で、回答書についていわゆるペナルティーの対象外と、条例減免については、ということが出ています。だから、そしてそれを受けて実際にやったのが、仙台市はそれを一旦かけて、その分を減免するという形で均等割減免をやったというのが仙台市なんです。だから、いろいろね、町は、自治体はそれぞれ工夫されているわけですよ。均等割そのものをなくしている自治体もありますし、平等割をなくしている自治体もあります。

佐々町の場合、この間ずっと質問してきたのは、まずは、まず一歩というならば、未就学児童の均等割を廃止することはできるのではないかと。それにかかる費用はどの程度かということを確認して、100万円で済むということだったんですよ。100万円のお金は財政的に厳しいと言うんだけど国も出しているわけだから、国も出してきたわけだし、そういった意味では、まずそこから突破口を開いてはどうかということを繰り返し質問してきたというのが、この間の流れだと思うんです。だから、この問題はやっぱり必要性があるのかということ正面から深めていただきたいというふうに思います。

時間もないので、そんなにこればかりやるわけにいかんのですが、国民健康保険の問題というのは、本当にまさに生存に関わる問題で、払えなかったら保険証をもらえないというそういう事態ですから、その保険証も払うためにやっぱり必死にみんなお金を出しているわけですよ。もともと高いんですよ。均等割と平等割があるから、所得割のほかに均等割、平等割があるから1.4倍から2倍近く高いというふうに言われている国民健康保険税の中で、少なくとも子どもの分の均等割だけではなくしたらどうかということについては、やっぱり正面から捉えていただきたいということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それでは次に移りたいと思います。

くらし・福祉の充実に向けて、1点目は、だれでも乗れる町内循環バスについてということで、これについては、現状認識について、まず私自身述べたいと思うんですけども、今、高齢者の外出支援ということでタクシーの半額助成というのがやられていて、これは一定の効果があるというふうに思っています。

今、問題は世代的に75歳以上というふうに限られていて、みんなが使えるわけではないんだと。いわゆる交通弱者と言われる自分の運転免許が持てない世代、子どもたちとかそういった方々への支援としては、やっぱりこのタクシー助成だけでは不十分だということは明らかではないかなというふうに思うんですね。

特に通院などへの支援というのが一番大きいというふうに、要望としては大きいというふうに出ておりました。通院の支援というのは、いわゆる回数が多いので、今のタクシー券だけでは足りないという方もおられると。若年層でも具合が悪くて通うのになかなか歩いて通うとい

うのは難しいと。だから、どうしても交通手段が要るんだけど、通院などのときには知り合いにらせてもらうしかないとかという方もおいでになる。

あるいは買物弱者の対策。特にかなり長距離を歩いていかないと、いつか紹介しましたように、例えば、小浦地区なんかは魚屋さんが地区で無くなったと。それで実際に晩御飯のおかずのお父さんの晩酌のつまみを買に行くの1キロも2キロも歩いて買いに行かんばいかんと。そげんとはしきらんという声もありました。

子どもさんの通学時の安全の問題ですね。いわゆる低学年の子どもさんも含めて結構暗い、夕方もう今4時半ぐらいになると暗くなってきますから、そういう時間帯に一人で帰るとい子どもさんも結構多いと。特に山間部などでは集団で帰るといっても友達もそんなに周りにおいでにならないという方もいらっしゃいます。

そのほか車を持っていても高齢で運転がやっぱり非常に不安だという方が、夜間だとかそういうったときに、特に食事に出たり、アルコールが入るから運転できないというようなときというのは、今の高齢者のタクシー助成などが使われているんだらうなというふうに思うんですが、これだけではカバーできないんだというふうに思うんですよ。だから、いろんな市町が取組を進めてきたんではないかなと。

昔の資料ですけれども、町長の最初の当選の時に町内循環バスの、あの選挙の時に公約もされていたという資料も拝見したこともありました。だから、要望があるということは共有されているのかなというふうに思います。私は初当選の時からずっと6年間続けてこの問題、指摘し続けてきたんですが、結果的には何も前進していないという状況になっています。

今後どういうふうな方向で町内交通の充実というのを組み立てていこうとお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町営の循環バスということでお話がありました。一番利用しやすい方法というのがあるわけでございますけど、町営で公共交通事業というのを実施するに当たっては、民間事業とそれから公共事業を担う役割というのが整理をする必要があるのではないかと考えているわけでございます。

宮崎県の三股町の事例ということで、この前、平成18年からコミュニティバスが運行されているということですが、もともと通行されていた路線バスが形を変えたということをしているということで、タクシーの事業者なども既存の交通業者への影響も少なかったということになっておるわけでございます。

本町においては今、交通機関であれば西肥バス、それから松浦鉄道、それから民間タクシー業者が存在しまして、各事業者ともやはり慢性的な運転手不足とか、それから人口減少等に起因した利用者の減少といったことで、なかなか課題を抱えているということで、経営状況もあまり芳しくない状況で、新たな町内の循環バスを導入するというのは今のところ考えていないということと、それから運転手の確保も困難であるということで、運営自体も困難ということで考えておられますので、なかなかそういう検討は行っていらっしゃらないという状況でございますので、やはり町としてこれをどうするのかということが出てくるわけでございます。町でそれを循環バスというのを検討するのか、これはもうなかなかこれも難しいわけですね。だから、今のところ皆さん方に大変御迷惑をおかけしていると思いますけど、やはり今は75歳以上の高齢者のタクシーチケットの半額助成ということで、今やっているわけでございますけど、それ以上のお子さんたち、例えば通学、お子さんたちをどうするのか、それをまた循環バスで

回すのかというのも、これもまだ今のところ検討はしていないわけでございますので、今後どうするのかというのは、検討必要なのかどうかというのも分からないわけでございますけど、今のところなかなか循環バスというのが難しいのではないかと私は考えています。どちらしても皆さん方と話し合いながら、財政的にも厳しい状況があるわけでございますので、十分検討しながらやっていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今考えていないというのはよく分かりました。今は考えていないというのはよく分かりましたが、現状のままでよいというふうにお考えではないということだと思っんですね。だからそういう点では、最後に言われたんですけども、よく話し合いながら進めていきたいと、議会とも話し合いながらということだろうというふうに思っんです。まさにこういう場だろうというふうに思っんですね。そこでやっぱり議論なんですけれども、例えば、この間の三股町の、私11月に議会の視察で行かせていただいた三股町では、実際に年間のバス利用者が大体2万人程度なんですよね。それで今、高齢者へのタクシー助成、佐々町の高齢者へのタクシー助成は、延べの利用枚数って分かりますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

高齢者のみの枚数なんですけども、令和4年度は平均で1,820枚、令和5年度の今10月までの統計をとっているんですけども、こちらのほう利用枚数が平均で1,859枚というふうになっております。（永田議員「それは月当たり。」）そうですね。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

ですから佐々町でも結局、先ほど言った年間延べ利用者数2万人、三股町でもですね。佐々町のタクシーチケットは全体では同じぐらいですよ。月に1,800枚ですから、年間で大体2万と600枚ぐらいでしょう。2万と600枚ぐらいだと思っんで、そういった意味では同じぐらいなんですよね。そして実際にどれぐらいのお金がかかっているのかと。要するに町の持出しの費用が大体2,000万円程度というふうに言われています。もちろん時々車を入れ替えたりするのがあるって、そのときにはちょっと高くなったりという年もあるんですけど、それぐらいで収まっていると。

それで、もともとあった宮崎交通という地元のバス会社が撤退をされて、そのあとをどうするかということで始まったということなんですけど、それだけじゃないんですね。やっぱりかなり広い町で小学校が3つぐらいあるのかな、その学校への通学がかなり遠距離になるということもあって、そういった子どもたちには別にスクールバスが走っていたり、いろんなことをやられているわけですよ。だからそういった意味では、なくなったバス路線だけを回しているわけじゃないです。要するに地域に必要な小回りの利く運営というのはずっとやられているとい

うのが重要だと思うんです。ところが残念ながら佐々町の場合は、例えば、西肥バスの木場線だとか、それから神田線だとか、江里線だとか、こういったところはずっと廃止になったけれども、残念ながら、それに代わるものというのは公共的にはあんまり整備されていなかったと。結果的にはそのツケが、やっぱり高齢者が増えたり、そういったところに住む若い御夫婦というか、子どもさんたちの通学だとかいうことができてきた。特に、それからその後、バス路線が廃止されて以降できた新興の団地、住宅、例えば千本団地とか、そういったところというのは、公共の足はほとんどないという地区があるわけです。だからそういったことを考えると、その循環バスというのはやっぱりいろんな可能性を持っているのではないだろうか。もちろんこれだけで全ての問題が打開できるというふうには思わないし、ですけどもやはりこの問題についてはもう少し広く進め方、事例などについて研究するシステムというのをつくっていく必要があるんじゃないか。議論していく機会がないと、皆さん、同僚議員の皆さんも含めて、どのようにお考えかということ意見を交換する場が非常に少ないですね。だから、そういった意味では、この公共交通の問題というのは、本当に町民一人一人の問題であると同時に、やっぱり全体に関わる問題なので、広く意見を集める仕組みというか、研究をするということを進められるというお考えはありませんか。そういう進め方についてお考えはないかと。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

循環バスというのは、なかなか今のところ難しいわけでございまして、やはり今、先ほどこの三股町は面積が110平方キロですかね、そのくらいあって、佐々町の3倍の面積はあるんです。佐々町は今コンパクトなところでありますので、そこら辺でまた交通機関、それからもう一つはやはり財政的な問題ですね。やはり車をどうするのか、それから運転手、それから路線をどうするのかという、いろいろな面が重なって財政的に厳しいところが出てくるのではないかと。国からの補助等があればそれはまた別ですけど、そういうところもありますし、今、松浦鉄道も西肥バスも今赤字路線ということで、路線をまた減らすというところも出てきます。そういうことを考えれば、町で運営するというのも一つの手になるわけでございまして、これはもうなかなか難しいわけです。もうなかなか踏み切れないということが私たちの決断でございまして、そこまで町でやっていけるのかというのが問題がありますので、どちらにしても我々はタクシー券で充実させていきたいということをお考えおたわけでございまして、どうぞ御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

要するに、私自身もどうしても巡回バスというふうにこだわっているわけではありません。ただ、この今の現状打開の手だてとしては、巡回バスというのは大きな選択肢ではないだろうかというふうに申し上げているわけですね。だから最後に申し上げたのは、結局、そういう町内交通の問題をもっとやっぱり正面から捉えて、どう打開していくのかというのを研究していく必要があるのではないかと。それは、要するに何か一つのプランをつくり上げて、プランをつくり上げてこれでいきますという話じゃなくて、それをつくり上げる過程の取組というのが要るんじゃないかと、もっと。この問題についていろんなアンケートもこれまで取られてきたと思うんですけど、そういったものを少し取りまとめて研究していくという仕掛けがやっぱ

り要るのではないだろうかなというふうに思うんですよ。だから、全然前に進まないというのはやはりそういうことではないかなというふうに思うんですよ。何か先が見えないわけですよ。どういうふうに打開していこうというふうにお考えなのか先が見えない。それではいかんのではないかということをおっしゃっているわけですよ。

ちょっと時間がなくなってきたので、最後の質問に移ります。

補聴器助成の問題について、この間、3回目ですけれども取り上げてきて、町長も担当課も非常に積極的な前向きの答弁があったというふうに思うんですけれども、そろそろ具体的な方向性というのが出てこんどいかなのではないかなというふうに思っています、質問をいたします。

今、全国では難聴機器の購入補助をしている自治体というのは120以上というふうに言われています。120自治体。長崎県では五島市が挙がっていました。その中でも非常に優れた例といますか、港区モデルと言われている資料がありましたけれども、港区では予算を、港区ですから、区ですから単位が大きいわけですが、2,270万円ぐらい予算をかけて、制度のポイントとしては、自分では気がつきにくい難聴を早期発見する取組として、自己チェックリストというものを作っています。それから購入した補聴器をしっかりと使い続けるために、補聴器の利用について相談を受けられるシステムをつくっています。技術者によりアフターケアを受けられると。要するに、認定補聴器技能者により購入時の調整や購入後のアフターケアを受けられると。多くの高齢者が補聴器を利用できるように充実した制度設計にしていますということで、対象年齢は60歳から、対象者の所得制限はなし、助成の限度額は13万7,000円。住民税課税世帯はその2分の1だそうですから、金額にしたら6万5,000円ぐらいですけれども、そんなないわけですが、制度としてかなりこう確立されてつくってきかれておられるというところがあります。それから東京の足立区では、このいわゆる認定補聴器技能者などによる相談体制というのを非常に手厚くやられていて、利用促進につながっていると。町長もずっとお答えになっていたように、できるだけ若い時期から早期発見をして、そして、若い時期から補聴器の活用をすることによって、いわゆる健康寿命を延ばしていく上で非常に重要な役割を果たしている。聞こえが悪くなったら迷わずに補聴器を使えるように、そういうことが重要なんではないかというふうに私は理解したわけですが、そういったことを含めて、皆さんへのこの「きこえ」の助成の問題について、どういうふうに取り組んでいこうとお考えなのか伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

前回の9月の定例会の一般質問でも、多世代包括支援センターと連携してから相談事業というのを検討しているということでお答えをしたところでございます。具体的には、来年の3月10日に多世代包括支援センターのほうで開催の予定をしております、健康イベントの一つということで「きこえ」の相談会というのを計画をしているところでございます、耳の聞こえが悪くなった方々とか、それから補聴器を使ってみたくとか、不安があると思っていられる方を対象にして、認定補聴器の技能者に御協力をいただきながら聴力の測定とか、それから補聴器の体験とか、それから耳の模型などを使った仕組みなどの講話を予定しているところでございます、この相談会を通じながら耳鼻科への早期受診を勧める、促すということでやっていきたいと考えていますし、実際に補聴器の効果を確認していただくことで、補聴器購入への検討をつなげていかなければならないんじゃないかと思っていますので、そういう方法を考えているところでございます。

また、この相談会を補聴器のニーズの調査の一つとしまして考えながら、今後の助成制度の構築というのを考えなければならぬんじゃないかと、つながっていくのではないかと考えています。

いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今、いわゆる難聴が認知症の要因になるだとか、あるいはコミュニケーション不足があつて様々なトラブルに巻き込まれると。要するに、言ったのに聞いていないのかというふうなことで口論になつたりということがあつたり、それが高じて認知症が進んで物忘れも進んだというような事例があつたり、高齢者がそういった意味でもう外に出たくない、みんなから阻害感を感じて外に出たくないというような声がたくさんあると。やっぱり「きこえ」の問題というのは相当重要な問題なんだなということ、私自身もいろんなものを調べてみて感じているところであります。そういう点で考えますと、やはり「きこえ」の相談会というのは非常に重要な機会だと思いますし、町民の皆さん方への啓発といいますか、ちょっと耳が遠くなったというのを放置しないというようなことについては、やっぱり積極的な啓発が必要なんではないかなというふうに思うんですが、具体的に取り組んでこられている多世代包括支援センターなどでは、そういったことについてはどのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

まだ計画の途中の段階ではありますが、永田議員の補聴器の購入助成についての内容につきましては、本当広く研究をしたいところがありまして、先ほども町長のほうがお話ありましたが、相談会というのを定期的に、多世代包括支援センターのみならず、住民福祉課等といういろいろ庁舎内との連携を踏まえまして、いろんな対策の中で健康の相談会も一つの機会としまして、耳の聞こえのみならず、様々な暮らしの中での御自身たちのいろいろ困っていることが広く相談しやすい体制というところをまずつくり上げまして、その中で耳の聞こえも、本当聞こえていないということが不自由であり、これが多くの方、一緒に悩んでいることであるというような社会づくり、それが自然と相談できる体制づくりから、購入助成のほうもどのように必要性があるかというところを検討していきたいというふうに考えている次第であります。まだ、すみません、具体的なところが示せませんが、申し訳ありません。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

ありがとうございました。ちょうど時間になりましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、4 番、永田勝美議員の一般質問を終わります。  
しばらく休憩します。

(10時01分 休憩)

(10時10分 再開)

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

8番、橋本です。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、地域づくりについて、春の山団地跡の町有地について、それから防災道路についてを質問いたします。

最初に地域づくりについてであります。町長は、日頃より地域づくりに努力されていると思います。地域の皆さんも、伝統行事を継承しながら努力をされております。その行事をするときには、町長、議長さんをはじめ、隣接の町内会長、それから県議会議員さんなど、来賓としてその他多くの関係者が参加をして開催されるわけですが、この行事のときに、先日、町内会長会が行われ、町内会長留守での開催となりました。町長、それでよかとですかね。そういうことで、毎年同じ時期に案内状は来るはずですが、各町内会の行事は、それぞれ把握されているんですかね。また、このようなことで町と地域が一体となった地域づくりができるのか伺いたしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

去る11月28日に開催いたしました町内会長会の日程につきましては、神田八幡神社大祭の開催日であることを十分に確認せず、同日に設定しておりました。地域行事に町内会長が出席しなければならないことは十分承知しており、大変御迷惑をおかけしました。

今後は、このようなことがないように地域行事の日程には十分配慮し、町内会長会の日程調整を行いたいと考えております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私もこういう日程が重なっているということは思いもしませんでした。大変申し訳なく思っております。今後このようなことがないように十分調査をしてから、行事が重なっていないかということを考えながら、町内会長会についてもお願いをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

地域の行事については、町内会長が大体2月かそのくらいに全部提出するわけですよ。そして助成金の申請をするわけですから、来年の2月頃には全部、町内会の行事は分かってくると思いますので、そういった把握をしながらやっていただければと思うし、また、その行事がやっぱりいろんなことで地域の元気を出す行事をしながら、きのうですか、平田議員さんが言われましたように、地域の加入促進を図っていくように今の町内会長もやっておられますので、そういうことを思って私は質問したわけですよ。

それでもう一つ、町長は32町内会、各いろんな形で来賓として参加されると思うんです。ということは、町長が一番地域のことを知っておられるんじゃないかなと思いますので、そういうことで、今の現状を見ながら地域づくりをどうしていったらいいのかっていうのを町長にお尋ねして、それから私は言いたいと思いますけども、よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

一般質問にはそれはちょっと入っていないようですが。どちらにしても地域づくりということでございます。やはり町内会が元気にならなければ、佐々町も元気にならないわけでございますので、神田町内会は一生懸命になってやられておりまして、なかなか活性化が進んでいる、それから、みんな団結力があるということで我々も思っています。どちらにしましても、やはり町内会の下に佐々町もあるわけでございますので、やはり町内会の活性化というのは、今から大事ではないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そうですね。とにかく町長さんが今の現状を踏まえながら、地域づくりにどう取り組まれるかなと私も期待しておるわけですけども、やはり地域の行事を知ることが一番大事になってくるんじゃないかなと思います。例えば、私、ちょっと議長の使いで四ツ井樋のほうに行かせてもらいました。その時に、非常によい行事をされておりました。例えば、子どもさんが入学するからといって町内会でおはらいをして、親子参加されておはらいをしておられました。そういったよい行事が各町内会にあるわけですよ。そういった行事を盛り上げながら、やはり地域づくりに頑張っていただければ、町長が言われる「暮らしいちばん、住むならさざ」のまちづくりができてくるんじゃないかなと、そういうふう思うわけですけどもいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そういう、地区は、結構他の町内会もしていると。里もやっています。三柱神社で、新入生の1年生になる方たちのおはらいをしていただいて、そういうことをやっておられるということでございますので、やはり町内会のいろいろな行事というものを、私もできるだけは参加するわけでございますけど、なかなか日程的に合わないときは参加できないわけでございますけ

ど、どちらにしましても、やはり町民の皆様方のいろんな行事を知るということは大切なことだし、それから、町の活性化にも、町内会のいろんな伝統的な行事がたくさんあるわけでございます。そういう中でやはり、そういうところに皆さん方が一生懸命になって取り組んでいらっしゃるということは、少しでも町内会の活性化にもつながるわけでございますので、町としましても、できるだけ参加できることは参加したいと。それから応援できるところは応援をさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういう地域の元気、それを取り戻すことが一番大事じゃないかなと今私は思います。ということで、やはりコロナ関係で冷え込んだ町内会の行事がずっとやられておりません。スポーツ関係全てですね。そういった中で、やっぱり早く元に戻すために、地域に少しでも元気を与えるような皆さん方の努力が要るんじゃないかなということを思います。そういうことで、地域についてはこれで終わります。

続きまして、春の山団地跡の町有地についてであります。これはもう何人かの議員さんも質問をされました。しかしながら、いまだ何も変わっておりませんので、再度、私も質問をいたします。

春の山団地を取り崩し、神田駅前団地ができてから15年余りになるわけですよ。その間、春の山団地跡町有地はそのままです。管理もあまりされていけませんので、地域の清掃のときに、隣地にある住宅に迷惑がかからないように草払い、それから公民館の草払い、元公民間の跡の草払い、その他のり面とか、そういったものを年に2回は必ずしています。そうしないと近くの住民に迷惑をかけますので、そいけん、これを早く税収に結びつけるような土地利用といえますか、そういったのはできないもんですか。

また、給食センターの話が出たときには、市瀬に次ぐ2番目の候補地として挙げられておりましたが、いまだに何もありませんということで、そういったものを含めて、早い土地利用を考えるべきだと思うんですがどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

春の山団地の町有地についてでございますけど、橋本議員が質問でおっしゃいました地域の清掃については、春の山団地の跡地ということで、隣接する周辺の皆さん方に大変御迷惑をおかけしてしまして、のり面の草刈りとか年に2回していただいておりますということで、日頃から地域の皆様方に協力していただいておりますとお礼を申し上げたいと思っています。そういうことで環境が保たれているのではないかと考えているところでございます。

春の山団地の活用については、これまで何度か質問をいただいております。その際に、公営住宅の住替えの代替地などということで、公営住宅用地の利用選択肢の一つとして検討しましたが、なかなか難しいところがあるということと、それから次に、公営住宅以外の給食センターの候補地とか、いろいろ戸建ての住宅用地とか、民間に売却するということが様々な事案について検討を今しているところでございまして、いろいろなことで答弁をさせていただいたところでございます。

公営住宅の建替えについては、長寿命化の令和3年から令和12年のあいだに取り組むという

ことで、現地の建替えとか集約とか、また用途廃止などについても決定しながら取り組むこととしていただいております。平成30年8月の産業建設文教委員会で、建替計画については、牧崎団地に高層住宅の建築をしながら周辺団地の集約をしていくという、いろいろなことで少し具体的な内容も説明した経過もございまして、町の4大事業を進める中で財源調整というのが必要でございますので、町営住宅の建替えの計画が進んでいない状況でございますので、春の山の団地の跡の町有地を具体的な土地利用というのが、まだ今決めかねているところでございまして、今後、建替えとか、議論が進めば具体的な事業が進むのではないかと考えておりますので、議会の皆様方への十分な説明をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、市瀬に給食センター建設を考えていた令和元年においては、春の山団地の跡地も有力建設候補地の一つと考えていたところでございます。しかし、敷地周辺に民家があること等の理由で、現在のところ春の山団地の跡地での建設は厳しいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

早く町有地はちゃんと決めなきやもったいないですね。例えば、これを民間に売って、そして宅地造成をすれば税金はすぐ入ってくるんですから、そういったことも考えて、もう住宅の代替の土地っていうのは、こちらのほうに里山とかそちらにいっぱいありますので、それは早く廃止にして、また、団地に町営住宅を建てるなら別ですけどね。そういうことで早く考えを切り替えてやってもらえばと思うんですけどね。

それと、この土地はまだ建設課が管理ということに、住宅の関係でなっているんですけども、やっぱり年に一、二回はさっと管理をするというふうなことをしていただけないでしょうか。地域の方はしますよ、それぞれ今のようにですね。建設課長なりどうですか、管理については。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長補佐。

建設課長補佐（大石 俊一 君）

今、議員御質問ありました維持管理の件についての件でございますけれども、春の山団地の跡地につきましては、地域の皆さんによって町民大清掃や町内会等で草刈り等を行っていただきまして、大変感謝しているところでございます。

当該地につきましては、町も町内会の協力もいただきながら、今後も適正な管理に努めたいと思っております。草刈り等につきましても、管理のほうを状況を見ながら考えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）  
そういうことで、町長、ぜひ、早く結論を出してもらいたいですけどどうでしょうか。もう一度。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
先ほど申しましたように、公営住宅の建替えの代替地、現地建替えというか、そういういろんな用地の問題がありますので、それをクリアしながらやっていかなきゃならないということで、いましばらくどうするかというのをお待ちいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）  
なるべく早く結論していかないと、もう地域の方々から「あれは何さすときゃ。」というような形で、もういろんな質問が出てきますので、ぜひ、税収に結びつけるような形で進めていただければというふうに思います。  
次に移ります。

防災道路についてであります。近年、自然災害が多く発生しております。幸いに佐々町はそういうことはありませんけども、災害時に的確に行動ができる道路として、そして、町道脇溝線と堀の坂線を結ぶことで、防災・避難道路として、緊急車両の通り抜け道路として、また、命の道として必要不可欠であると、住民の方の切な要望であります。防災活動の推進のため、検討する必要があると思っておりますがどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
今、脇溝線の問題でございますけど、これは通り抜けができない道路ということでございますが、電柱の問題等、やはり家が建ち絡んでいるということで、なかなか予算的に条件が整っていないということで、一般財源が物すごく要るわけでございますけど、なかなか実現が難しいのではないかと今は思っていますが、大変御迷惑をかけるわけでございますけど、これをやるというのはなかなか今厳しいのではないかと考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）  
今すぐするというのは難しいっていうのは分かっておりますけども、ただ、あそこは今はも

う、どんどん住宅ができてきます。それと神田町内会は知つてのとおり、人口がどんどん増えております。まだまだ住宅が建つ敷地があります。そういったことで、そういった道の整備も、ここだけでなくいろんな形で必要になってくる地域だと思っておりますので、ぜひ考えを残しておいていただければと。あそこは住宅がどんどん建って、もう上まで住宅地になっていますけども、神田線が本当に車が多くなりました、朝は。そういうことで通り抜けて迂回路を、やっぱり道路がだんだん必要になってきております。やはり神田駅前に抜けて出れば交通緩和につながるわけですから、そこんところも頭に置いて道路の整備をしてもらえばと思います。そういうことで、きょう、私はこれで質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

（「議長。」の声あり）はい。（「ちょっと準備があるので休憩をとっていただけますか」の声あり）。はい、5分ぐらいでいいですか。

しばらく休憩します。

（11時32分 休憩）

（11時35分 再開）

— 日程第3 議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

総務厚生委員会に付託された事件の日程第3、議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件を議題とします。

それでは、総務厚生委員長から報告をお願いいたします。

4番。

（総務厚生委員長 登壇）

4 番（永田 勝美 君）

それでは、付託されておりました議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件について、審議の経過を報告いたします。

審議は11月6日及び11月20日の両日にわたりまして、全員出席の下で会議が行われました。

議論のやり取りについては、議事録を御参照いただくということにしたいと思いますが、経過としましては、原案を一部修正をする必要があるのではないかという結論に達しまして、委員会として修正案を作成し、採決を行いました。

修正の主な中身について報告いたします。まず、旅費の調整ということが条文の追加で提案されておりましたが、これは増額の場合だけでなく、減額に関する調整も読み取れる条文となっていたことから、増額に関する改正であることを明確にすることが必要でないかという点が

1点でございます。

そこで、当委員会としては、旅費の調整の条文を削除し、別表第1の備考欄に、「別表で定める宿泊料を超える料金によらなければ宿泊先を確保できないと認められる場合は、その宿泊料を支給する。」というような文言を追加いたしました。それから、附則において、遡及適用することとなっておりますが、遡及適用は大変例外的な規定ではないかという意見があり、全体として、修文としては、附則においては、遡及適用させずに「公布の日から施行する。」というふうに修正をしております。

以上の修正案とともに、今回の旅費に関する条例に合わせて取扱規定等を十分に今後に向けて整備を進めていただく、これを急いでいただくということを付して採決をいたしました。採決の結果は、全員一致で可決ということになりましたので、以上を御報告いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
しばらく休憩します。

（11時39分 休憩）

（11時41分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません、資料に付けております修正案ですけれども、修正案の文言に一部誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

一番下のところですけれども、「附則を次のように改める。」の次の行です。

「この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から施行する。」を「この条例は、公布の日から施行する。」に改めるとなっておりますけれども、この4月1日から「施行する」じゃなくて「適用する」というのが元の原文でありますので、「施行する」を「適用する」に修正をお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
お諮りをします。

今、総務厚生委員長から、附則に関しまして適用するということで報告がありましたけれども、これにて皆さん方の賛否をとりたいと思います。

修正することに対して異議ございませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件の採決を行います。委員長の報告は修正可決です。修正案で採決を行います。修正案について可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、修正案は可決されました。

— 日程第4 議案第70号 佐々町税条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、議案第70号 佐々町税条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案書に添付しております資料のほうをお願いいたします。

今回の税条例の一部改正につきまして、大きく4つほどあります。

まず第67条ですけれども、ここが固定資産税の納期が規定されておりまして、第1期の納期につきましては、3年に1回の評価替え年度は5月末日、評価替え年度以外の年度は4月末日と本町ではずっとやってきておりますけれども、これについて、納期を固定して納税義務者に安定的な納税環境を提供するために、第1期の納期を5月15日から末日までというふうに改正するものでございます。なお、県内では5月納期が11市町というふうになっております。

続いて、第83条の第2項、ここでは軽自動車税の種別割の賦課期日と納期が規定されている条文になっておりまして、現行は4月納期となっております、事務の手續上、軽自動車協会から申告書を受理して、軽自動車税の課税処理・納税通知書発送までの期間が短くなっているという状況がございます。それから、県外で賦課期日前に廃車されている車両、これも発送前に把握ができない場合に、その後課税の取消しの処理とか還付処理を要していると、それから、車検用の納税証明の有効期限が5月納期の市町と異なっているという状況もございます。

こういう状況を踏まえまして、軽自動車税の種別割の納期を4月納期というところから5月納期に改正をするものでございます。

それから、第89条第2項、種別割の減免というところがございますけれども、これについては、税条例の種別割の減免申請に関しまして、税条例の準則に準じて減免条項を整備するもの

でございますけれども、減免申請の様式については規則で規定されておまして、今回追加する条項を記載した内容で以前から使用はしておりますけれども、改めて条例に規定するものでございます。

第90条第2項、第3項、これにつきましても第89条第2項の減免と同様に、税条例準則に準じて減免条項を整備するものでございます。

それから、裏面の2ページをお願いいたします。

第90条第4項の中で、身体障害者等に対する種別割の減免というところでございますけれども、現行は毎年度減免申請書と身体障害者手帳を持参の上、役場の窓口で手続をしていただいているところでございます。これにつきまして、申請者の手続の簡素化を図るために、減免を受けた翌年度以降において変更がない旨を届け出たときは、申請があったものとみなすという条項を追加するものでございます。

また、総務厚生委員会の折に御質問いただいております、運転者、所有者が佐々町で、障がい者の方が町外というケースはという御質問のところになりますけれども、これについては、一応減免の対象にはなりません。障がい者の方が町外という場合も減免の対象にはなりませんけれども、本町では現時点では、障がい者の方が町外というケースはございません。というのが条例改正の内容になっております。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

佐々町税条例の一部を改正する条例。

佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後の第67条が固定資産税の納期ということになっております。

第83条が、種別割の納期5月1日から同月末日までとするということになっております。

第89条においては、先ほど申しましたとおり減免申請書の規定を整備するものでございます。

第90条についても同様になっております。

それから、最後の4ページのところの第4項を加えまして、変更がない旨を届け出たときは、申請があったものとみなすという文面を追加しております。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行するということです。

これにつきましては、住民の方への周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第70号 佐々町税条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

（11時53分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第5 議案第71号 佐々町印鑑条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第71号 佐々町印鑑条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、まずはじめに、議案に添付しております住民福祉課資料を御覧ください。

佐々町印鑑条例の一部改正についてということで、現在、佐々町では、住民票や印鑑証明書、税証明書を全国のコンビニエンスストアに設置されております多機能端末機、いわゆるキオスク端末機と呼ばれるものなんですけども、こちらのほうで証明書が取得できるようになっております。

今回、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正によりまして、こちらの施行日は令和5年5月11日となっております。こちらの一部改正によりまして、マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォン搭載が可能となりました。現行の印鑑条例第13条第2項に規定されました印鑑登録証明書の申請方法につきましては、これまでは個人番号カードを利用した申請方法ということで規定しておりましたけども、今回、移動端末設備、いわゆるスマートフォン、アンドロイドの端末だけに現状はなりますけども、スマートフォンに搭載された電子証明書を用いて可能となりますので、その旨、今回条例を規定するものでございます。

なお、個人番号カードを用いた場合の電子証明書とスマートフォンに搭載された利用者用電子証明書の名称が区別されることから、あわせて今回必要な改正を行うものでございます。

施行日でございますけれども、このスマートフォンを使用したコンビニ交付サービスの利用開始が12月20日からということが分かりましたので、そちらと、施行期日も利用開始日と合わせまして、令和5年12月20日からとしております。利用開始が12月20日からというのは、今連絡が来ていますが、まず最初に東京都内の店舗から利用開始が始まりまして、その後順次全国の店舗で利用が可能ということで通知が来ております。

続きまして、2番目の移動端末設備用電子証明書搭載サービスについてでございます。

概要としまして、マイナンバーカードのICチップに格納されている電子証明書を、マイナポータルからスマホ用電子証明書として登録したスマートフォンに、マイナンバーカードと同等の機能を搭載するものでございます。スマートフォンだけでマイナンバーカード関連サービスの利用が可能となりまして、マイナンバーカードの携帯が不要となります。先ほども申しましたとおり、アンドロイドの端末のみが今利用可能となっております。

この分の事前準備としましては、マイナポータルアプリとおサイフケータイアプリの最新バージョンをインストールする必要があるということです。こちらのほうは、手数料は無料となっております。利用可能サービスとしましては、こちらに記載しております、銀行の口座開設やキャッシュレス決済申込み、印鑑証明書のコンビニ交付というふうになっております。

今現在、先ほど申しましたように、アンドロイドの端末でしか利用ができないということなんですけれども、iPhoneの対応時期については未定となっております。

続きまして、3項目目の印鑑証明書等のコンビニ交付に係るスマホ電子証明書搭載サービス導入等に伴う変更点ということで、変更前は、端末機のほうで個人番号カードを利用してからの証明書の取得はできなかったんですけれども、変更後は、個人番号カードと合わせまして、先ほど申しましたスマートフォンを利用した電子証明書による証明書の取得が可能となっております。こちらの証明書は、今までと変わらず手数料は200円となっております。

資料の説明は終わりました、続きまして議案のほうをお願いいたします。

鑑をめぐっていただきまして1ページ目です。

佐々町印鑑条例の一部を改正する条例。

佐々町印鑑条例（昭和50年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。

先ほど御説明しましたところなんですけれども、下線部分です。2行目の、「自ら個人番号カード」の次に「若しくは移動端末設備」ということで、こちらスマートフォンでも取得できるようにということで規定をしております。

次の下線部分なんですけれども、「個人番号カードに係る」の次に、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書若しくは移動端末設備用利用者証明用電子証明書」ということでこちらのほうを追加しております。

附則。この条例は、令和5年12月20日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

先ほど御説明がありました中で、いわゆるスマートフォンがアンドロイド対応に限定というお話ですけども、いわゆる i P h o n e が使えない理由というのは分かる範囲でお答えいただきたいと思うんですが。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

すみません、今、私どもではその i P h o n e が使えない理由というのは、すみません、分からない状況であります。情報によりますと、政府は i P h o n e に対してもこれが使えるように交渉を進めているということでお聞きしております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私も確たることじゃないんですけども、側聞するところによると、いわゆる i P h o n e の個人情報保護の規定が、要するに日本の法律条例の中に組み込むことが困難だと。要するに、例えば顔認証システムというのは国によっては禁止されているところがあるんですね。ヨーロッパなんかでは顔認証を受けるところは、顔認証システムを公的手続の中で使うことは禁止されているということなどがあって、そういった基準が i P h o n e の場合は、ヨーロッパ、アメリカ対応の基準になっているので、日本の基準ではその安全性が確保できないというふうに認定されているというふうに、これも言われているわけですね。そのあたりのことで、いわゆる個人情報の保護という点での異論はないのかということについて、やや心配があるわけですけども、その点についてどのように考えたらいいのかということについて伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

今、永田議員の御質問に関しましては、まだ研究というか、そういうことを調べておりませんので、今後、i P h o n e に関してそういった情報を得ながら調べていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第71号 佐々町印鑑条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第72号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第72号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議案第72号に添付しております資料の御説明をいたします。

まず、この条例の一部改正の改正根拠法律なんですけども、一つ目が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）。もう一つが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）になっております。

改正の内容につきましては、2番目を御覧ください。2番目の改正内容です。

上記、今説明しました根拠法律等が改正されたことから、次のとおり一部改正を行うものになります。

まずはじめに、引用条文に関するものでございます。先ほど申しました根拠法律の公布に伴いまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたものでございます。この法律につきましては、次ページに添付しております。

この法律の第3条の第10項が削除されたことによるものでございます。この削除の内容といいますと、指定都市等における認定こども園の認定又は許可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直したことによるものでございます。これに伴いまして、本町の条例の第15条第1

項第2号が、現在第11項となっているものを第10項に改正するものです。

続きまして、2番目になります。こちら市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準であります。先ほど申しました内閣府令におきまして、特別利用保育と特別利用教育の読替規定が改正されたため、本町条例の第35条と第36条の同条の規定の整理を行うものとなっております。

施行期日につきましては、公布の日といたします。

これらの根拠法令等につきましては、既に9月16日に公布されております。町のほうに県から通知があったのが、10月にあつておったんですけども、担当課のほうで把握が遅れておりました。例規の委託業者に確認したところ、条項のずれは解釈の変更が可能ということと、読替規定についても本町にない部分であるということで遡及適用は必要でない旨の回答をもらっておりますが、今後このようなことがないように官報等でしっかり確認をして、条例改正を行っていきたいと思います。

資料のほうは以上になります。

それでは議案のほうをお願いいたします。鑑をめぐっていただきまして1ページでございます。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第27号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正部分を御説明いたします。第15条第1項の第2号です。2行目の改正前が、「同条第11項」になっていましたところを、今回「同条第10項」に改正するものでございます。

2ページ目を御覧ください。

特別利用保育の基準というところなんですけども、第35条の13行目になります。「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数とあるのは、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を削除するものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

特別利用教育の基準のところになります。こちら第36条5行目に「第6条2項中」のあとに「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と」を追加するものです。

それから同じところの14行目になります。「保育給付認定子どもの総数と」のあとに、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数とあるのは同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数と」を加えるものでございます。

4ページを御覧ください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

根拠法の改正の中身について確認なんですけれども、資料にあります、この住民福祉課の資料2枚目の条文の中に、第3条の7というのがあります、「指定都市等の長は、第1項又は第3項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない」というのが、「通知しなければならない」に変わっていますね。この意味というのがどういふことなのか。その第1項、第3項の認定というのはちょっと何のことかよく分からんので、この説明も一緒にお願いできますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（13時18分 休憩）

（13時23分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

時間をいただきまして申し訳ありません。議員御指摘のところなんですけども、指定都市等の認定こども園の認定又は許可をしようとする時の事前協議の分になります。その手続の効率化が図られまして、地方公共団体の事務の負担を軽減するために、今まで事前協議だった分を事前通知に改正するということになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

事前協議となっていたものが届出に、いわゆる通知に変わったということは、要するに県とは協議しなくてもよいと、結果を通知すればよいというふうに読めるのですけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

これまで事業所が市のほうに申請をしまして、県と事前協議を行いまして、認定許可というふうな流れだったものが、事業所が申請をしまして、市のほうが事前に認定認可をしますということで、通知をするだけに事務が簡素化になったということになっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

そういう意味では、市町の責任が重くなったという側面もあると思うんですけども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

こちらのほうは指定都市等の長になっておりますので、町のほうは該当しないものになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第72号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

中身につきましては、企画商工課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

す。

議長（淡田 邦夫 君）  
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、議案第74号に付けております資料に沿って御説明いたします。

まず、2ページを御覧ください。第2期ビジョンの施策体系です。

今回、役割のア、圏域全体の経済成長のけん引の①産学金官民一体となった地域戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備と、⑤その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策が追加されました。

また、役割イ、高次の都市機能の集積・強化の②その他、都市機能の集積・強化ですが、一旦5ページのほうを御覧ください。5ページの朱色の中の中段に灰色のところがございます。こちらのほう中段のグレーの部分でございます。前回の協約では、②高等教育・研究開発の環境整備で、大学等による地域課題解決に向けた研究の推進事業が入っていましたが、今回の見直しで、各自治体で既に大学連携事業がなされており、事業の目的が達成されたとの理由で事業完了となりましたので、第1期ビジョンで③だった「その他、都市機能の集積・強化」が繰り上がって②となっております。

3ページのほうに戻っていただいでよろしいでしょうか。

第2期ビジョンの重要業績評価指標（K P I）です。今回のビジョン目標は、①人口ダム機能を果たすための人口目標に加えて、②人口が減少しても豊かに暮らせるための経済目標が追加されて、K P Iが1人当たりの所得額で向上することが目標と設定されております。

この目標を達成するための役割として、先ほど施策体系でお示しいたしましたア、イ、ウの3つの役割が設定され、それぞれにK P Iが設定されております。

現ビジョンから変更があったのは、イ、高次の都市機能の集積・強化のK P Iで、圏域滞在人口率から公示地価に変わっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

ここでは、役割に係る施策とそれぞれのK P Iを掲載しております。

新規施策の産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備のK P Iが、全体施策のK P Iの達成率、それから、その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策のK P Iが、大学生・高校生の地元就職率になっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

施策に係る連携事業の新旧対照表でございます。黄色で塗られている各所が、今回の新規の施策事業になっております。

第2期の事業の横に記載されているものが参画自治体の一覧で、右から4番目が佐々町の連携事業となっております。その中の赤丸が新規で連携を予定しております事業となっております。

それで、6ページ、7ページと資料が続きまして、7ページのほうを御覧ください。

7ページの下段に施策と事業の数を掲載しております。全体では、第1期が9施策46事業、第2期が10施策40事業となっております。そのうち本町は9施策34事業で連携してまいりましたが、13事業が廃止となりますので、第1期からの継続が7施策23事業、新規が3施策10事業、合計10施策33事業で連携を予定しております。

8ページ以降で、第2期ビジョンにおける連携事業を掲載しております。

それでは、議案のほうに戻らせていただいで、1ページ目を御覧ください。

別紙。佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連

携協約。

佐世保市（以下「甲」という。）及び佐々町（以下「乙」という。）は、令和2年3月3日付で締結した佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のとおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）を御覧ください。

今回、本町が連携を行う予定の施策の一覧でございます。

今回の変更点は、1、圏域全体の経済成長のけん引に関する取組の施策分野の（1）産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備。

それから2ページを御覧ください。上の段の上から3番目、（5）その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策が追加されております。

それから3ページを御覧ください。上の段の一番上、（2）その他、都市機能の集積・強化が原連携協約から変更となっております。

それから5ページをお願いいたします。附則。この連携協約は、令和6年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

反対討論を行います。

第1期のこの連携中枢都市圏の協約の際にも申し上げたことと同様ですけれども、今回の協約の中にも、佐世保市の高次の都市機能の集積・強化として、複合観光施設 I R誘致推進ほか一事業というふうになっておりまして、いわゆるカジノ誘致の事業というのが、まだいまだに続けられている。もう既に長崎県からの申請については、見通しが立たない状況になっているし、県が内容を明らかにしませんけれども、資金調達元とされていたスイスの金融機関が破綻しているという情報もあります。ですから、全く I Rについては見通しが立たない。しかも、I Rそのものが、いわゆる公営カジノでありますから、いわゆるカジノ特区として合法化するという、そういう法律に基づくものでありますから、大変問題の多い内容でありまして、いわゆるギャンブル依存症だとか、そういったものに対する対応や対策というのも、今、遅々として進んでいない中で、更に引き続いてカジノを誘致する事業を、いわゆる連携事業として挙げるということについては、納得がいかないという理由で反対いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、私は本議案に賛成の立場で討論をいたします。

西九州させぼ広域都市圏は、御存じのとおり、2019年4月より発足いたしておりますけども、本町は2020年2月に連携協約締結案を可決しまして、人口減少や少子高齢化が進む中、地域の活力を維持する共通の政策やインフラの整備など、持続的発展を目指し、2020年4月より本日まで連携事業に取り組みしてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大するなど、初期の事業展開が十分にできていないことは事実ではありますが、今回、連携事業の見直しが示され、本町にとっても重要課題であるごみの広域処理に関する研究をはじめ、佐世保市佐々町地域公共交通活性化など、新規連携事業が第2期案で示されています。今日連携している事業をはじめ、新たな連携事業において、町民の方が持続的に便益を享受できるよう取り進めることが妥当と判断し、賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

賛成討論いたします。

I Rカジノのギャンブル依存症も懸念されておりますが、ターゲット層は富裕層及び海外からの外国人観光客が想定されており、人口減による税収が少なくなるなか、対極的な視点で判断するべきと考えます。

本議案の内容であります広域都市圏の事業の変更ですが、熟考されていない事業も散見されておりますが、本町において必要な事業もあり、今後事業の取捨選択が求められます。

佐々町は佐世保市のベッドタウンであり、人口が微増している要因も、本町の自助努力の成果もありますが、佐世保市との経済、交通、文化を含めた深い関係性によるものも考えられます。

今後、本町も佐世保市を中心とした近隣自治体と密に連携し、情報を共有し、多様化する諸問題を解決すべきと考え賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これにて討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（13時40分 散会）